

平成30年10月10日

各部長、次長、課長 様

市長 小紫 雅史

平成31年度予算編成方針について

平成31年度の予算編成にあたって、生駒市予算規則第4条の規定により、予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国の財政・地方財政の動向

わが国の経済は、内閣府の8月の「月例経済報告」によると、景気は、緩やかに回復しており、先行きについても、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される、としている。

また、政府においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針2018）において、力強い経済成長を実現していくため、人づくり革命や生産性革命の実現と拡大、働き方改革や地方創生の推進などを通じ、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げることとし、地方行財政改革としては、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む、また、人口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める、としている。

そのような中、総務省が発表した「平成31年度の地方財政の課題」においては、上記「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取組と基調を合せて歳出の重点化・効率化に取り組

むとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運用に必要となる一般財源の総額について、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保する、としている。

また、これと同時に示された「平成31年度地方財政収支の仮試算(概算要求時)」では、平成30年度と比較して、歳出は、社会保障費等の増により一般行政経費がプラス2.2%、歳入では、地方税等がプラス1.2%、地方交付税はマイナス0.5%、臨時財政対策債はプラス3.7%と試算し、一般財源ベースで0.9%の伸びが見込まれている。

2 本市の財政状況と見通し

平成29年度一般会計決算は、前年度に比して、歳入では市民税や市債などが減少したものの県補助金や株式等譲渡所得割交付金などが増加し、また歳出では、社会保障関係費や病院事業会計負担金などが増加したものの生駒北小中一貫校整備事業の完了により普通建設事業費が大幅に減少したこともあって、実質収支は9億500万円となった。しかし、この実質収支額には、福祉関係国庫支出金の過年度償還金相当額1億7,000万円が含まれており、それを差引くと、依然厳しい状況であることに変わりはない。

これらを受け、平成31年度の歳入については、市税は前年度比で約2億6,000万円の増を見込むものの、地方交付税は地方財政収支の仮試算などにより、同約1億5,000万円の減、更に一部処分理由のある基金からの繰入が増加することなどで、一般財源全体額は前年度比で約1億8,000万円の微増と、厳しい状況を見込んでいる。

この歳入の状況から、歳出については、社会保障関係費は引き続き増加が見込まれるものの、29年度実績をもとに厳しく積算し、その他の経費についても、新規・主要事業ヒアリングなどを通じ今後厳しく精査し、更に一般行政経費の経常分は△4%のシーリングを設けることで、平成31年度一般財源所要額は、対前年度比0.7%増の約260億円に抑えることを方針とする。

3 基本方針

ここ数年、各種財政指標は健全な状態を保ちつつ、実質収支の増もあって、2年ぶりに単年度収支、実質単年度収支の黒字化に至り、改善の兆しが見えるが、経常収支比率の上昇など懸念される点も垣間見え、また、一般財源の確保も厳しさを増す中、それらを有効に活用し、諸事業・諸施策を進めるためには、既存事業の廃止も含む、更なる事業の厳選や経費の精査、積極的な財源の確保などを行い、持続可能な財政運営を目指す必要がある。

そのため、新規・主要事業ヒアリング採択事業や現在策定中である第6次生駒市総合計画において重点施策・重点分野等として設定した施策を中心に着実に取り組む一方、現状維持に留まらず、事務事業全般について、見直し・合理化、廃止を一層進めるなど、時代のニーズに合った行政サービスを提供できるよう再検証し、『みんなで創る、日本一楽しく住みやすいまち「生駒」』を目指し、引き続き最大限努力するものとする。

4 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 新規事業や重要な先導的事业は、国の予算措置の関係など特別な場合を除き、必ず当初予算において要求すること。
- ② 元金・利子償還額について交付税算入のない市債の借入に頼らない予算編成とすること。
- ③ 社会保障・税一体改革に伴う子ども・子育て支援、医療・介護のサービス改革等の社会保障、災害対策、環境政策等、様々な分野において制度変更が予測されること、また、市の施策に活用できる新たな制度や事業もあることから、県のみならず、国やその他の機関の関連情報を積極的に収集し、可能な限り予算に反映させること。

特に、幼児教育無償化に伴う制度変更については、留意すること。

- ④ 新規・主要事業ヒアリングで採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費を精査し、一般財源の圧縮に努めること。

- ⑤ シティプロモーションの重要性を常に意識し、効果的なPRの方法を精査のうえ、必要に応じて予算に反映させること。
- ⑥ 指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち、創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。ただし、職員が自ら考えるべき施策の方向性や事業の内容などについては安易に委託に頼らないようにすること。
- ⑦ 市民団体等との「協創」を常に意識し、信頼関係に基づく連携を促進し、より効果的で効率的な行政運営を実現すること。
- ⑧ 新たに予算を伴うこととなる条例、規則等の制定又は改正に関しては、地方自治法第222条の規定に基づき、必要な予算上の措置を的確に講じたうえで、条例の提案、規則等の制定又は改正を行うこと。
- ⑨ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑩ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時までには十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑪ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。
- ⑫ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。
- ⑬ 消費税率2%（国1.5%・地方0.5%）引上げが適用されるのは、消費税率引上げ日（施行日）以後に資産の譲渡等を行った場合で、施行日より前に契約を締結しても資産の譲渡等が施行日（平成31年10月1日）以後であれば新税率が適用される。しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められているので留意すること。例えば、工事等の請負契約の場合、経過措置の「指定日」（平成31年4月1日）より前の契約締結であれば、施行日以後に完成引渡

しを行っても、旧税率が適用される。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容を確実に把握し、かつ、経済の現実に即応して収入額を算定し予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しの中の「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、各種施設等の使用料収入は適切な見積もりのうえ、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

(1) ③に記載したとおり様々な分野において制度変更が予測されることから、国庫補助、国庫負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、予算計上にあたっては、収入の確実なものについて計上すること。

なお、政府における経済対策や災害対策、またそれに基づく平成30年度補正予算を編成する動きにも留意し、これが実現する場合、一部事業は平成30年度補正予算に前倒しすることも想定しておくこと。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また

市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のない市債は財源としないこと。

(3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。時間外勤務手当については、縮減の取組みを引き続き継続することを前提に予算要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直しすること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、やむを得ず随意契約で契約するものにあっては必ず相手方と交渉し、経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。また、会議録の調整、報告書の作成等は、より効率的・効果的な手法を検討すること。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討し、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるもの、特に市民・子どもの安全、食品衛生に関わるものを優先する

こと。

なお、建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった建築物及び設備関係の修繕（指定管理者管理運営施設の修繕も含む）については別に修繕料の予算枠を確保するものとする。

④ 補助費等

補助金（含マイサポいこまに係る生駒市市民活動支援金）については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保し、説明責任を果たせるものについて予算要求すること。また行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を検討すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、新規・主要事業ヒアリングで採択されたものについて要求すること。

また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる事業量を予め検討したうえで執行可能な予算を要求すること。補助事業については（2）③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った事業費とし、また、政府の平成30年度補正予算編成の動向に留意すること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、地方公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算

性は当然のこと、下水道事業においても、地方財政法においては公営企業とされていることを踏まえ、事業の独立採算性は地方公営企業法を適用している否かにかかわらず確保していかなければならないことに留意し、平成31年度以降特に、管渠整備事業箇所を厳選し、事業量及び事業費を抑え、公債費繰出の縮減に取り組むこと。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	<p>① 別紙予算単価表によること。</p> <p>② 審議会等についての開催回数は、原則として実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。</p> <p>③ 懇談会等の参加謝礼等は、「報酬」や「旅費」ではなく、「報償費」で計上すること。</p>
3 職員手当等	時間外勤務手当については、時間外勤務の縮減に向けた全庁共通の取組事項に則り、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デーの徹底等により目標を達成すること。
7 賃金	<p>臨時職員については、事務事業の効率化を行い、勤務時間の縮減に取り組むとともに、更には廃止も含めた見直しを行い、要求人数の圧縮に努めること。</p> <p>また、人事課で計上されている賃金は、産休・育児休業の代替職員分を除き、各担当課で計上すること。</p>
8 報償費	<p>① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。</p> <p>② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象</p>

節（細節）	説 明
	として考慮すること。
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11需用費 (1) 消耗品費 (3) 食糧費 (4) 印刷製本費 (5) 光熱水費 (6) 修繕料	明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。 ① 活用頻度の低い図書、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。 ② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。 ③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体に対するものも含めて廃止すること。 ④ 各種イベントにおける花代は、原則、廃止すること。 ⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。 審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。 ① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。 ② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。 ③ 見積りを徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。 時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。 ① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。 ② 保証期間を有効に活用すること。
12 役務費 (6) 保険料	市民総合賠償補償保険を活用すること。この保険の補償

節（細節）	説 明
	<p>保険は、市が主催・共催するほとんどの行事が対象になるので、保険内容等を確認のうえ、他の補償保険との重複加入等がないようにすること。</p>
13委託料	<p>① 継続業務であっても、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。</p> <p>② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。</p> <p>③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象として考慮すること。</p>
14使用料及び賃借料	<p>① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場賃借料と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。）</p> <p>市場価格が不明な場合は下記に基づき算出すること。</p> <p>正常な取引価格（相続税路線価÷0.8）×4%＋公租公課</p> <p>② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。</p>
15工事請負費	<p>用地買収が前提となる事業は、施工用地が確保されている工事のみ計上すること。</p>
18備品購入費	<p>① 20,000円以上の物品を原則備品とする。</p> <p>② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品で、市民・子どもの安全、食品衛生に関わるものを最優先し節減に努めることとする。</p>

節（細節）	説 明
19負担金補助 及び交付金	<p>① 補助金の新設、増額は原則として認めないことを基本とする。</p> <p>② これまでの行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」及び平成25年度に実施された補助金等の見直し作業の動向を踏まえて予算要求すること</p> <p>③ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。</p> <p>④ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。</p> <p>なお、平成22年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。</p>
28繰出金	<p>下水道事業特別会計に対する繰出金は、公債費繰出、建設改良繰出のみとし、管理費に係る繰出しは計上しないこと。</p> <p>また、公債費繰出の増加に伴い管理費はできるだけ節減し、使用料収入の一部を資本費に充当できるよう努めること。</p> <p>国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する繰出金は、各繰出基準を原則とするものの、法的義務のない繰出金は、各特別会計の財政状況に応じて予算計上を決定する。</p>

(4) 予算枠配分、査定等に関する事項

① 一般財源枠配分額、査定方針

1、2から試算した平成31年度の一般財源の額を基礎として、予算編成

の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等で各部の増収努力によって歳入予算額が増加する場合、歳出予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を全ての部において引き続き実施する。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（経常分）とし、この一般行政経費（経常分）に充当可能な一般財源の各部に対する配分額は、社会保障関係費、平成31年10月以降の消費税率改正に伴う税の増等を調整した上で、「表1 一般行政経費（経常分）に対する一般財源配分額」の「経常枠配分額」のとおりとし、一般行政経費（経常分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とする。

また、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費（表2 投資的経費とする事業一覧）については、各部の一般財源の要求額に上限枠は設けないものとするが、予算査定において、必要性や優先順位等を精査した上で決定していくものとする。

なお、今後の地方財政対策の動向などにより変更する可能性はあるものの、現時点において、市全体で一般行政経費（臨時分）に充当する一般財源は、1,170,386千円（平成30年度予算1,170,386千円）、投資的経費に充当する一般財源は687,136千円（平成30年度予算630,447千円）を確保している。

なお、一般行政経費（経常分）に属する経費を一般行政経費（臨時分）として要求することは認めない。

査定については、すべて一件査定とするが、一般行政経費（経常分）は、4 留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものを中心とした査定を行い、一方、一般行政経費（臨時分）及び投資的経費は、事業効果、必要性、優先順位、公費負担の必要性、積算根拠等により上記の一般財源の額以内に収めるための査定を行う。

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第12条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要とな

った箇所の修繕を計画的に進めるため、指定管理者管理運営施設も含み修繕料予算枠 50,000 千円を確保するものとする。

表1 一般行政経費(経常分)に対する一般財源配分類

平成31年度部別種配分類一覧

(単位 千円)

平成30年度	A 一般財源 所要額	B うち経常分	C うち臨時分	平成31年度	D 調整額	E=B+D 経常一般財源 所要額(調整分込)	F うち削減対象額	G=F×△0.04 シーリング額 (△4%分)	H=B+D+G	30年度からの 増減	臨時分
議会議務局	35,883	35,309	574	議会議務局	5	35,314	24,646	△ 986	34,328	△ 981	
市長公室	101,887	78,936	22,951	市長公室	15	78,951	50,970	△ 2,039	76,912	△ 2,024	
総務部	624,881	523,157	101,724	総務部	2,929	526,086	297,346	△ 11,894	514,192	△ 8,965	
地域活力創生部	389,029	237,470	151,559	地域活力創生部	398	237,868	194,028	△ 7,761	230,107	△ 7,363	
市民部	2,061,802	1,997,819	63,983	市民部	16,891	2,014,710	257,490	△ 10,300	2,004,410	6,591	
福祉健康部	5,372,378	4,861,174	511,204	福祉健康部	65,475	4,926,649	237,195	△ 9,488	4,917,161	55,987	
建設部	194,346	134,984	59,362	建設部	72	135,056	127,215	△ 5,089	129,967	△ 5,017	
都市整備部	543,407	475,265	68,142	都市整備部	1,421	476,686	320,186	△ 12,807	463,879	△ 11,386	
上下水道部	0	0	0	上下水道部	0	0	0	0	0	0	
教育振興部	2,856,159	2,723,722	132,437	教育振興部	14,956	2,738,678	864,683	△ 34,587	2,704,091	△ 19,631	
生涯学習部	813,716	789,185	24,531	生涯学習部	5,076	794,261	165,028	△ 6,601	787,660	△ 1,525	
消防本部	173,063	139,144	33,919	消防本部	6,740	145,884	114,675	△ 4,587	141,297	2,153	
計	13,226,059	11,996,165	1,170,386	計	113,978	12,110,143	2,653,462	△ 106,139	12,004,004	7,839	1,170,386

D:調整額＝社会保障関係費、消費税率改正に伴う増等

F:削減対象額＝Bのうち債務負担行為・長期継続契約等の契約済み分及び社会保障関係費等を除いたもの

表2 投資的経費とする事業一覧表

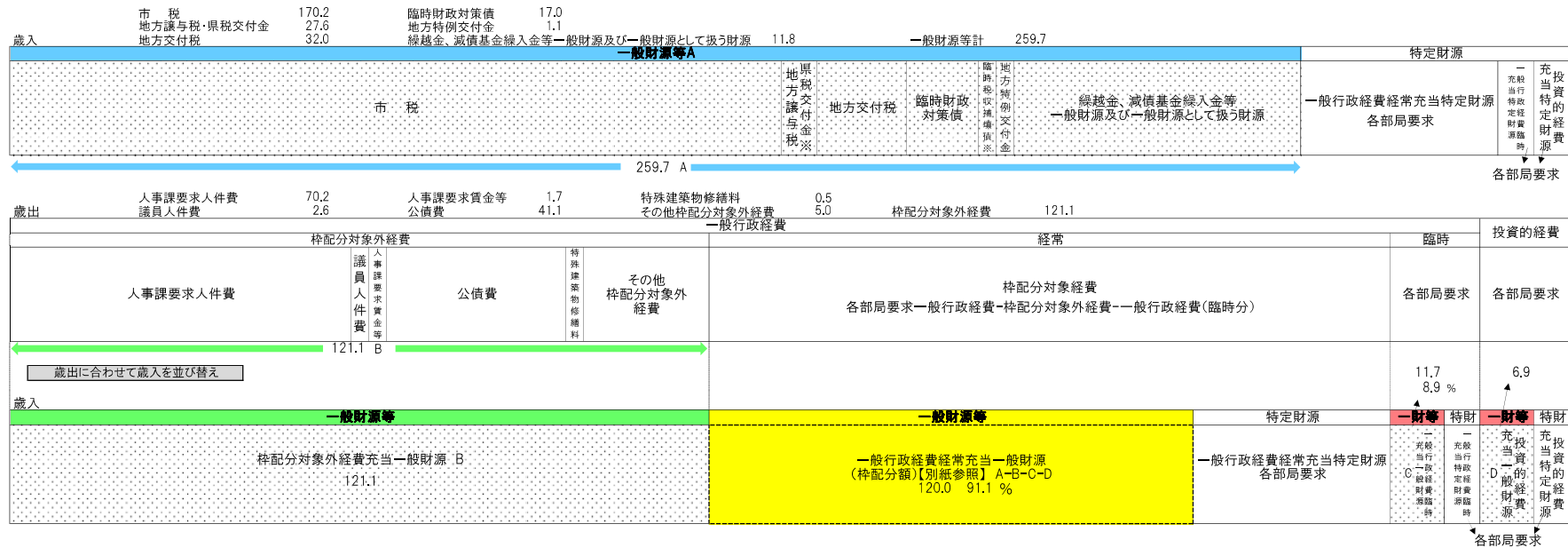
(平成30年度予算 投資的事業)

事業名	事業名
集会所新築等助成費	公園整備事業費
鉄道施設バリアフリー整備事業	生駒山麓公園整備事業費
障がい者施設助成費	北部地域整備促進事業費
デイサービスセンター整備事業費	下水道事業特別会計建設改良繰出金
介護保険施設整備事業助成費	消防施設等整備事業費
福祉センター整備事業費	高山スーパースクールゾーン整備事業費
デイサービスセンター整備事業費	小学校施設整備事業費
障がい者施設助成費	中学校施設整備事業費
私立保育所施設整備助成費	幼稚園施設整備事業費
市立保育所施設整備事業費	生駒こども園移行事業
学童保育施設整備費	生涯学習施設整備事業費
健康センター整備費	コミュニティセンター整備事業費
浄化槽設置補助事業費	体育施設整備事業費
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	(仮称)生駒北学校給食センター整備運営事業費
土地改良事業費	道路河川災害復旧費
高山竹林園施設整備事業費	農地災害復旧事業費
急傾斜地県工事負担金	公共下水道管渠整備事業費
橋梁予防保全事業費	流域下水道事業費
橋梁耐震化事業費	
生活道路安全対策事業費	
企業誘致関連道路整備事業費	
道路新設改良事業費	
河川水路改修事業費	

一般財源による枠配分予算説明図

平成31年度予算歳入歳出見込額(一般会計)

(単位:億円)



平成30年度予算(一般会計)

